

苓北町水防計画書



熊本県天草郡苓北町

令和元年 6 月

苓北町水防計画書 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	
第2節 用語の定義	
第3節 水防の責任等	
第4節 安全配慮	
第2章 水防組織等	4
第1節 水防本部等	
第2節 水防訓練	
第3章 重要水防区域等	6
第4章 気象予警報・観測・通信連絡	7
第1節 気象予警報	
第2節 雨量・水位及び潮位の観測及び通報	
第3節 水防情報等の連絡系統	
第5章 水防活動	9
第6章 水防報告	11
第7章 費用負担及び公用負担	12
第8章 水防資材の備蓄配備	13
第9章 水防標識及び信号	14

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）の趣旨に基づき、苓北町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために、必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1. 水防管理団体

水防の責任を有する市町村をいう（法第2条第2項）。

2. 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

3. 水防管理者

水防管理団体である市町村の長をいう（法第2条第3項）。

4. 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

5. 水防警報

国土交通大臣又は県知事が、洪水、津波又は高潮により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

6. 水防団待機水位（通報水位）

水防のため、氾濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

7. 氾濫注意水位（警戒水位）

河川の水位が相当に上がり、警戒にあたることを必要とする水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。

8. 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

9. 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

10. 重要水防箇所

河川の氾濫又は高潮により、特に重大な災害が予想され、嚴重な水防が必要であると認められる箇所（区域）をいう。

11. 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、国又は県が指定した区域をいう（法第14条）。

12. 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類いするものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（法第15条の6）。

第3節 水防の責任等

苓北町及び苓北町の居住者等は、次のとおり水防上の責任を果たさなければならない。

1. 町の責任

水防管理団体たる町はその地域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

主な事務は次のとおり。

- (1) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (2) 水位の通報（法第12条第1項）
- (3) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難のための措置（法第15条）
- (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (5) 警戒区域の設定（法第21条）
- (6) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (7) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (8) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (9) 公用負担（法第28条）
- (10) 避難のための立ち退き指示（法第29条）
- (11) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (12) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (13) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (14) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

2. 居住者等の義務

居住者等は水防管理者、消防機関の長より要請があった場合は直ちに協力し、水防に従事しなければならない（法第24条）。

また、町が配布している防災マップを参考に、避難所、避難路等の確認を行わなければならない。

第4節 安全配慮

洪水、内水、高潮又は津波等のいずれの場合においても、危険を伴う水防活動等に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門（閘門）操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

1. 当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
2. 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
3. 作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
4. 作業時には、最新の気象情報等が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。
5. その他、地域の実状に応じた安全確保に配慮すること。

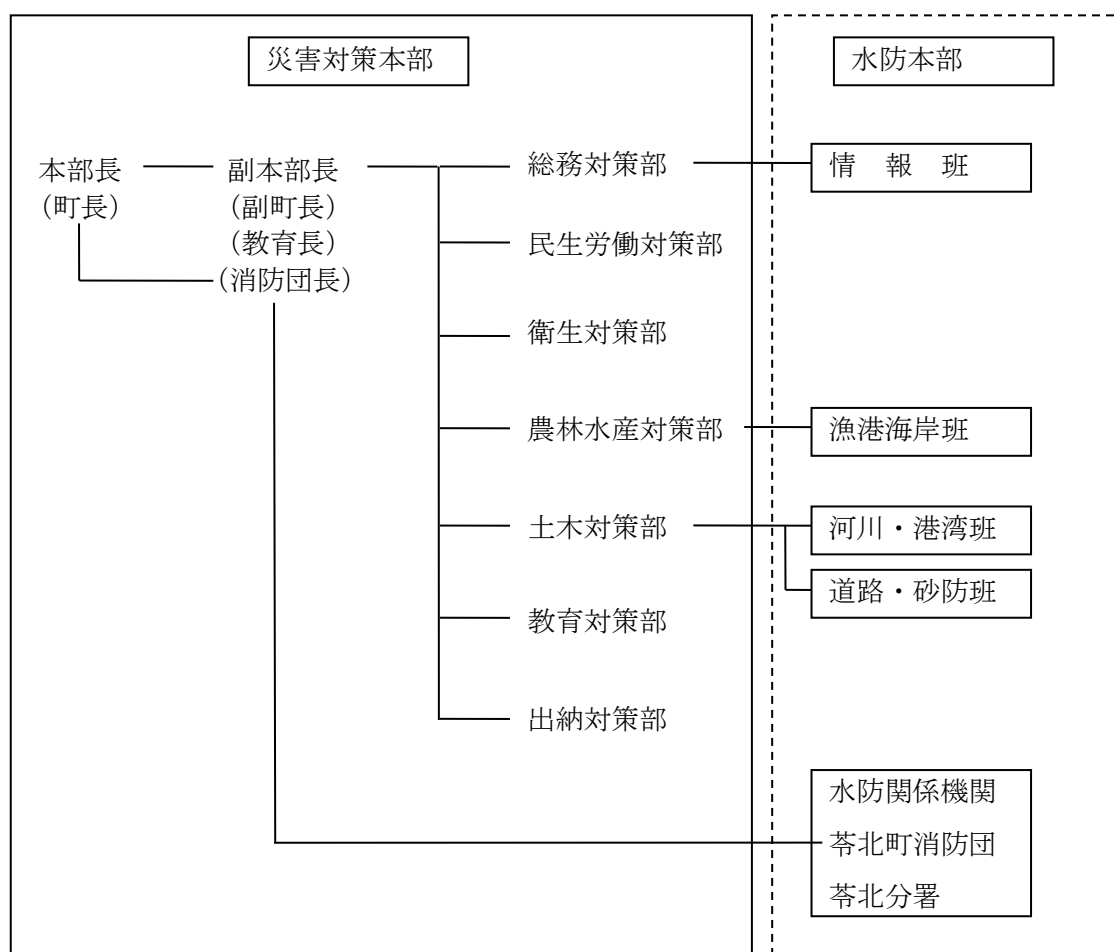
第2章 水防組織等

第1節 水防本部等

町は、熊本地方気象台及び県から水防に関する気象予警報等の通知を受け、洪水、内水、高潮又は津波のおそれがあると判断した時から、その洪水、内水、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、苓北町役場内に水防本部を設置する。なお、水防本部を設置する場合は苓北町災害対策本部内に設置するものとし、災害対策の一元的推進を図るため災害対策本部長においてその運営を統制する。

1. 苓北町水防本部

苓北町役場内に水防本部をおき、その組織は次のとおりとする。



2. 水防関係機関等

町における水防対策の統合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡を行うとともに、積極的に協力するものとする。

第2節 水防訓練

水防法第32条の2による指定水防管理団体の水防訓練は、毎年、出水期前に行うものとし、訓練内容は通信・連絡、出動・警戒、水防工法作業、水門等の操作、避難等について行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。また、水防管理団体が主催する水防研修や地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。なお、地域住民の水防意識の高揚に資するよう考慮するものとする。

第3章 重要水防区域等

洪水時に危険が予測され、重点的に巡視・点検をする必要がある箇所を重要水防区域として指定し、堤防等の状況により重要度を設定している。

町内水防区域のうち、重要水防区間及び重要水防箇所については以下の河川6か所、海岸4か所となっている。重要水域における水防については、県や関係団体と予め協議しておくものとする。

また、天草水防区減災対策協議会の対象河川である志岐川、松原川、上津深江川については、その取組方針に掲げられている河川管理施設の整備について、抜本的な対策が早期に講じられるよう県との協議、要望を継続していくこととする。

重要水防箇所一覧表 河川の部（Aランク）

水系名	河川名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
志岐川	志岐川	苓北町志岐	右岸 1,590 左岸 1,520	堤防高不足	土のう積工

重要水防箇所一覧表 河川の部（Bランク）

水系名	河川名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
松原川	松原川	苓北町坂瀬川	右岸 600 左岸 400	堤防高不足	土のう積工
上津深江川	上津深江川	苓北町上津深江	右岸 610 左岸 830	堤防高不足	土のう積工
都呂々川	都呂々川	苓北町都呂々	右岸 320 左岸 100	堤防高不足	土のう積工

重要水防箇所一覧表 河川の部（Cランク）

水系名	河川名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
志岐川	志岐川	苓北町志岐	右岸 970 左岸 700	堤防高不足	土のう積工
小路川	小路川	苓北町坂瀬川	右岸 380 左岸 920	堤防高不足	土のう積工
三会川	三会川	苓北町志岐・富岡	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	土のう積工

重要水防区間一覧表 海岸の部（Cランク）

海岸名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
小松海岸	苓北町都呂々	100	越波	土のう積工
唐人岩海岸	苓北町坂瀬川	100	越波	土のう積工
釜海岸	苓北町志岐	100	越波	土のう積工

重要水防区間一覧表 海岸の部（Cランク）

（県農政部所管）

海岸名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
富岡北海岸	苓北町富岡	400	越波	土のう積工

ダム・水門・堰の部

海岸名	河川名・位置	操作	所管土木部	管理者
志岐ダム	志岐川・苓北町志岐	操作規定による	天草広域本部	町土地改良区

第4章 気象予警報・観測・通信連絡

第1節 気象予警報

1. 注意報

県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

2. 警報

県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

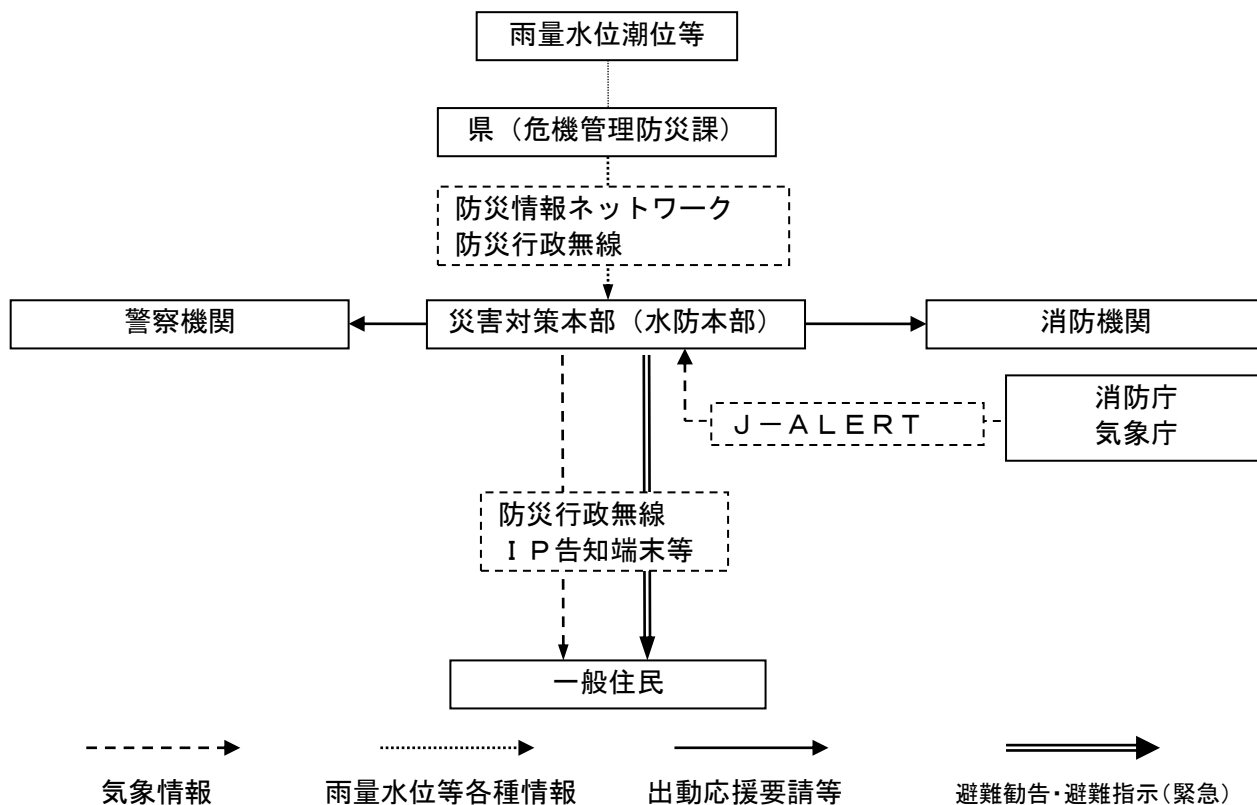
第2節 雨量・水位及び潮位の観測及び通報

雨量・水位等の観測局は次のとおりであり、観測した雨量・水位等の情報は県のホームページにより公開される。

種別 所属	所在地 ※（）は観測局名	機器類
苓北町役場	志岐660番地	雨量計、風向風速計
熊本県	〃	震度計
	富岡字江理378番3（富岡漁港）	風向、風速、 潮位、雨量計
	坂瀬川字黒染1872-3（大岳） 志岐字犬戻3855-1（苓北） 富岡字丸山2208（富岡） 都呂々字下方針6000番地4（天竺）	雨量計
	坂瀬川字宮原（松原川） 上津深江字川向（上津深江川） 志岐字茶摘田（志岐川）	水位計
苓北分署	志岐1231番地	気圧計

第3節 水防情報等の連絡系統

水防における通信連絡は無線・有線通信網により行うものとし、連絡にあたっては、確実を期すため着信確認を行うものとする。また、その系統図は次のとおりとする。



第5章 水防活動

1. 水防活動の順序

水防管理団体は、気象注意報・警報その他雨量水位等各種情報を防災情報ネットワーク等により受ける。また、その情報の内容に応じて、以下により水防活動を行う。なお、水防管理者の出動命令については、水防に従事する者の安全に十分配慮したうえで行うものとする。

(1) 第1段階：待機

気象警報等を受けた場合又は洪水危険を察知した場合は、土木管理課に堤防の警戒等にあたらせる。

(2) 第2段階：準備

雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるときは、土木管理課及び管轄の消防団を招集し、水防資機材を整備し出動準備を整える。

(3) 第3段階：出動

氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるときは、土木管理課及び管轄の消防団で水防活動をおこなう。

(4) 第4段階：警戒

洪水警報等により、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるときは、避難準備（高齢者等においては避難の開始）を住民に周知する。

(5) 第5段階：嚴重警戒

洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるときは、避難の指示及び避難誘導等を行う。

(6) 第6段階：解除

氾濫注意水位（警戒水位）を下がり再度上昇のおそれが無くなったとき水防活動の終了を通知する。

2. 水防管理者の連絡事項

水防管理者は次の場合、天草水防区本部（天草地域振興局）に報告する。

- (1) 消防団が出動したとき
- (2) 堤防などに異常を発見したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 水防困難に陥るおそれがあるとき
- (5) 堤防が決壊したとき
- (6) 防御の効果があつたとき
- (7) 水防活動を終了し警戒を解除したとき

3. 非常処理

水防管理者は堤防が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、消防団（全団員）及び付近住民の応援を求めるなど、第3段階の水防に必要な処置を講じ、被害を最小限度にとどめなければならない。

また、危険が著しく切迫し、立ち退きを必要と認めたときは、立ち退き先及びその経路等を示して立ち退きを指示しなければならない。

4. その他

水防活動を終了し、氾濫注意水位（警戒水位）以下に水位が減少し、天草水防区本部と連絡のうえ水防警戒の必要が無くなったときは、水防管理者は水防解除を行い、一般に周知する。

第6章 水防報告

水防管理者は、水防活動を終結したときは、速やかに次の事項を取りまとめ第1号様式により天草水防区本部長に報告しなければならない。

- (1) 天候の状況
- (2) 出水の状況
- (3) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量
- (7) 公用負担の種類及び数量
- (8) 応援の状況
- (9) 一般住民の出動状況
- (10) 警察の援助状況
- (11) 現地指導員の職氏名
- (12) 避難のための立ち退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

第7章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

また、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。ただし、その金額及び負担の方法は、双方協議のうえ決定する。

第2節 公用負担

1. 水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2. 水防法第28条第2項の規定により、公用負担の権限を行使した場合は次の証票を2通作成して、その1部を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して水防管理団体は時価により、その損失を補償するものとする。

公用負担証票				
物件	数量	負担内容（使用・収用・処分等）	期間	備考
様			年	月 日
命令者 荅北町長				印

第 8 章 水防資材の備蓄配備

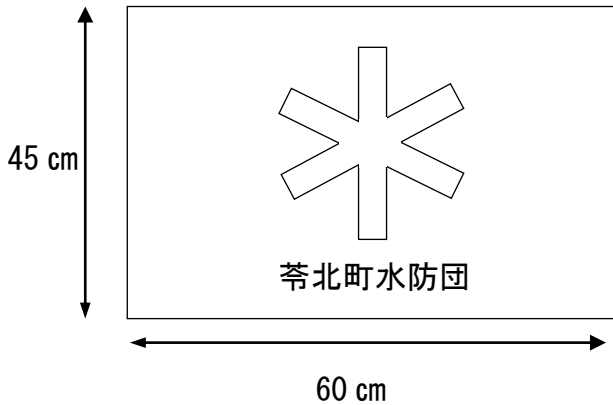
水防倉庫及び備蓄資材機具配置状況は次のとおり。

地区名	保管場所	保管責任者	保有資機材			
			ガンヅメ	スコップ	ツルハシ	ホゲ
本部	役場	町長	—	—	—	—
坂瀬川地区 (第 1 分団)	1 班倉庫	班長	10	5	3	10
	2 班倉庫	〃	10	5	3	10
	3 班倉庫	〃	10	5	3	10
	4 班倉庫	〃	10	5	3	10
志岐地区 (第 2 分団)	1 班倉庫	班長	10	5	3	10
	2 班倉庫	〃	10	5	3	10
	3 班倉庫	〃	10	5	3	10
	4 班倉庫	〃	10	5	3	10
	5 班倉庫	〃	10	5	3	10
富岡地区 (第 3 分団)	1 班倉庫	班長	10	5	3	10
	2 班倉庫	〃	10	5	3	10
	3 班倉庫	〃	10	5	3	10
	4 班倉庫	〃	10	5	3	10
都呂々地区 (第 4 分団)	1 班倉庫	班長	10	5	3	10
	2 班倉庫	〃	10	5	3	10
	3 班倉庫	〃	10	5	3	10
合計			160	80	48	160
車両	積載車 17 台					

※ その他必要に応じて土のう袋を配備

第9章 水防標識及び信号

- (1) 水防法第18条、第19条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は、標旗は白地、水防管理団体名及びその図案は赤色とし、次のとおりとする。



- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

水防信号

種類	警鐘信号	サイレン信号			
(第一信号) 警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒	15秒	5秒	15秒
(第二信号) 出動信号	○○○ ○○○ ○○○	5秒	6秒	5秒	6秒
(第三信号) 協力信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	10秒	5秒	10秒	5秒
(第四信号) 避難信号	乱打	1分	5秒	1分	5秒

- 1 「第一信号」 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- 2 「第二信号」 消防機関に属する全員の出動すべきことを知らせるもの。
- 3 「第三信号」 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 4 「第四信号」 区域内の住民が避難することを知らせるもの。

〔備考〕 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。